

アートカード&コミュニティ研究会運営規則

第1条(会の目的)

特定非営利活動法人竹箒の会事業「アートカードで健康長寿」の準備・運営の業務を円滑に進め、活動参加者へ便宜をはからい、区民等への広報活動を行うことを目的とする。

第2条(名称)

この会の名称をアートカード&コミュニティ研究会とする。

第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南4-44-1 ゆうゆう高円寺南館

第4条(会員)

「アートカードで健康長寿」の協力者で構成する

第5条(役員と役割)

この会に以下の役員を置く。

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第6条(運営)

原則として毎月、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。重要事項の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(会費)

第4条の追加会員との協議で決定する。

第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

1. この規約は2019(平成30)年4月1日から適用する。